Ⅰ章 人権教育についての考え方

学校においては、人権に関する理解を深め、すべての人々の人権を尊重し、互いの大切さを認め合う態度や行動力を児童生徒に身に付けさせる教育を推進する必要があります。そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を着実に実践することが大切です。

1 新潟県人権教育基本方針を受けて

1 人権教育の目的と目標

人権教育の目的は、「人権尊重の精神の涵養」を図ることにあります。そのためには、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」で示されているように、「人権についての知的理解を広げ深めること」「人権感覚*を豊かにすること」「人権を尊重する意欲や態度を育てること」の3点を人権教育の目標とし、自分の人権とともに相手の人権も守るための実践行動に結び付けていくことが大切です。

＊人権感覚…　人権が擁護され、実現されている状態を感知して望ましいものと感じ、人権が侵害されている状態を感知して許せないとする感覚。人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なる。(文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について～第三次とりまとめ～」から要約)

2 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。人権教育を通じて育てたい資質・能力は、**①知識的側面、②価値的・態度的側面、③技能的側面**から構成されています。(次ページ資料参照)

3 人権教育推進の基本姿勢、教職員の研修のポイント

新潟県人権教育基本方針では、人権教育推進の基本姿勢を次のように示しています。

> **学校教育及び社会教育におけるすべての学習機会をとおして、人権尊重の精神に基づき、一人一人の個性や多様性を認め合い、自他の人権を守る行動力の育成を図る人権教育を推進する。**
> **また、教育における主体性や中立性を保持するとともに、学校園、家庭、地域、様々な機関等が連携し、社会全体で人権尊重の精神を育むことができるよう努める。**

この基本姿勢を受けて、**学校教育における人権教育、社会教育における人権教育、家庭教育への支援、教職員等の研修**を充実させていく必要があります。特に、教職員等の研修については次のような研修を積極的に進めることが重要です。

① 次ページ資料にある3つの側面に関する記載内容について、参加者の教育実践や体験、解釈を交流して理解を深めたり、様々な活動をとおして体験したりする研修

② 授業公開を前提として複数の教職員で同じ題材等の指導案を作成し、ねらいや展開について意見交換をしながら、多様な見方・考え方に学び合う研修

③ 差別や様々な人権侵害の現実に深く学ぶ「現地学習」を中心にした研修

資料　「人権教育を通じて育てたい資質・能力」

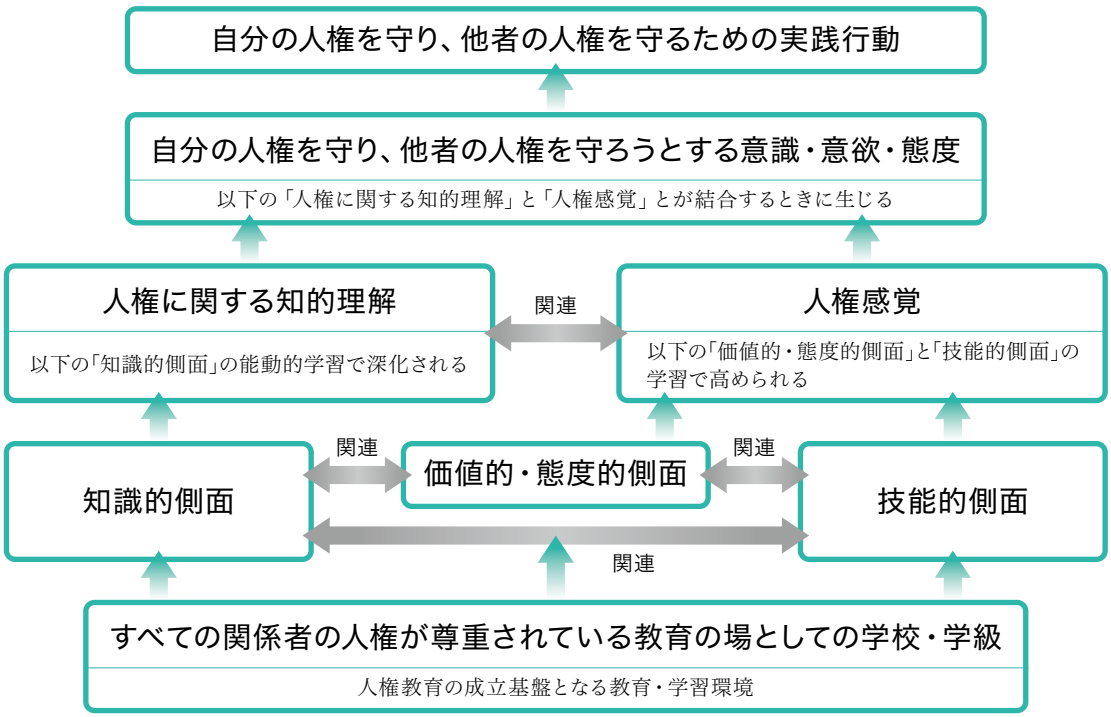

知識的側面	○自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性などの概念への理解 ○人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状に関する知識 ○憲法や関連する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 ○自尊感情・自己開示・偏見等、人権課題の解決に必要な概念に関する知識 ○人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識	**〈各教科等をとおして身に付けさせたい知識等（例）〉** ○**社会**：様々な人権課題に関する知識、権利と義務、個人の責任、人間の尊厳と平等、法と規範、社会参加に関する知識等 ○**保健体育**：「HIV感染者等」に関する知識等 ○**技術・家庭**：「高齢者」、その他の人権課題（インターネットによる人権侵害等）に関する知識等 ◆**教科・領域等**：新潟県に特に関係の深い人権課題（新潟水俣病被害者、北朝鮮による拉致被害者）に関する知識等
価値的・態度的側面	○人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚 ○自己についての肯定的態度 ○自他の価値を尊重しようとする意欲や態度 ○多様性に対する開かれた心と肯定的評価 ○正義、自由、平等等の実現という理想に向かって活動しようとする意欲や態度 ○人権侵害を受けている人々を支援しようとする意欲や態度 ○人権の観点から自分自身の行為に責任を負う意志や態度 ○社会の発達に主体的に関与しようとする意欲や態度等	**〈各教科等をとおして身に付けさせたい心情や態度等（例）〉** ○**理科**：生命を尊重する態度 ○**音楽、美術**：豊かな情操 ○**技術・家庭**：生活をよりよくしようとする実践的態度 ○**保健体育**：協力、公正などの態度 ○**特別の教科　道徳**：自由と責任、思いやり・感謝、友情・信頼、公正・公平、家族愛、国際理解、生命の尊さ ○**総合的な学習（探究）の時間**：主体的、創造的、協働的に取り組む態度 ○**特別活動**：よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度 ◆**教科・領域等**：「人権教育強調週間」における取組をとおして得られる人権尊重の精神や態度
技能的側面	○人間の尊厳の平等性を踏まえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能 ○他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 ○能動的な傾聴、適切な自己表現等を可能とするコミュニケーション技能 ○他の人と対等で豊かな関係を築くことができる社会的技能 ○人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能 ○対立的問題を非暴力的で、双方にとってプラスとなるように解決する技能 ○複数の情報源から情報を収集・吟味・分析し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能等	**〈各教科等をとおして身に付けさせたい技能等（例）〉** ○**国語**：話す・聞く・話し合う能力、思考や想像力 ○**数学**：論理的に考察し表現する能力 ○**理科**：問題解決の能力、科学的な見方や考え方 ○**外国語・外国語活動**：コミュニケーション能力の基礎 ○**総合的な学習（探究）の時間**：よりよく問題解決する能力 ○**特別活動**：自己を生かす能力、生活上の諸問題の解決、コミュニケーション能力の活用　※進路選択、職場体験等と関連付けられる ◆**特別活動等**：「いじめ見逃しゼロスクール」集会をとおして得られるよりよい人間関係を築く能力、自己有用感を育む能力等

○新潟県同和教育研究協議会副読本「生きる」シリーズを活用し、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の関連、深化を図る。

2　同和教育を中核にした人権教育の推進

新潟県の人権教育は同和教育から始まっており、新潟県教育委員会では、同和教育を中核にした人権教育の推進を基本姿勢としています。また、平成28年に、「部落差別」を冠した初めての法律である「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、次の3点が明記されました。

1　現在もなお部落差別が存在すること
2　部落差別は許されないものであり、解消すべき重要な課題であること
3　部落差別を解消するため必要な教育及び啓発に努めること

新潟県内には少数散在型の被差別部落が多数あります。私たちの目の前にも様々な差別や問題に苦しんでいる児童生徒がいます。こうした児童生徒に目を向け、寄り添った指導をすることが大切です。

1　これまでの取組を踏まえる

新潟県教育委員会では昭和53年に「同和教育基本方針」を制定し、偏見や差別をなくする意志と行動力をもった人間の育成に努めています。学校においては、差別を見抜き、差別をなくそうとする児童生徒を育てる教育を推進し、「差別の現実に学び、被差別の立場に立って寄り添う」という考えなどに基づき、多くの実践が行われています。

しかし、今なお、同和問題をはじめとした様々な差別や人権侵害は社会に存在しており、その解決は私たち一人一人の課題です。今後も、同和教育基本方針の趣旨と多くの実践の成果を人権教育につなげ、「同和問題の解決なくして真の人権が尊重される社会は実現しない」との認識のもと、様々な人権課題の解決に向け、同和教育を中核にした人権教育を推進する必要があります。

学校における同和教育の推進

学校教育における同和教育の充実を図るため、児童・生徒の発達段階や地域の実態に則し、適切な指導計画の作成に努めるとともに、偏見や差別をなくする教育を推進する。また、同和地区の児童・生徒に対しては、基礎学力の向上や進路指導の充実に努める必要がある。

（「同和教育基本方針」より）

◎学校の役割や取組を整理すると次のようになります。

学校の役割

指導計画の作成	児童生徒の育成
＜作成のポイント＞ ○児童生徒の発達段階 ○地域の実態	「偏見や差別をなくす」 ○意志 ○行動力

学校の取組

児童生徒を育てる教育の推進	実践の集積
○差別を見抜く子ども ○差別をなくそうとする子ども	○差別の現実に学ぶ実践 ○被差別の立場に立って寄り添う実践

2 同和教育を推進するポイント

同和教育を実践するときに、大切にしたい指導のポイントがあります。授業を構想する際のヒントや授業を振り返る際の視点として活用ください。

指導のポイント

差別を他人事とせず、自分自身の問題として受け止める指導をしていますか。	「えた・ひにん」などは賤称（せんしょう）であることを認識し、この言葉の重みを十分に踏まえて児童生徒に指導していますか。	県内の被差別部落は少数散在であることから、被差別部落の児童生徒が在籍しているという心構えで指導に当たっていますか。
差別による貧困や悲惨な事例のみを取り扱うのではなく、被差別部落が文化や医学の発展に寄与したことを取り上げ、プラスイメージを育てる指導をしていますか。	被差別部落は地域によって実態が異なります。地域の実態、保護者の思いや願い等を的確に受け止めて指導に当たっていますか。	歴史的な知的理解にとどめず、「差別をしない、差別を許さない、差別に負けない」という視点で指導していますか。

重要：差別につながる用語について

○賤称（せんしょう）の使用について

「えた」も「ひにん」も、中世から近世にかけて用いられてきた身分呼称であり、漢字では「穢多」「非人」と表します。漢字の意味からこの呼称をとらえると、「けがれおおい」「ひとにあらず」となるように、この言葉自体に相手をさげすむ意味が含まれていることが分かります。

したがって、これらの言葉の意味や重みを正しく理解させ、学習や研究の場で使用する以外は使えない言葉であることを指導することが大切です。

3 同和教育を中核にした人権教育を具現化するために

各学校での着実な実践に向けて、次のことを進めましょう。

○授業等の改善

・児童生徒、地域等の実態や小・中・高の学習内容を踏まえた全体計画及び年間指導計画等を全教職員が参画して作成し、中学校区等の教職員で共通理解を図りましょう。
・諸計画には指導内容や評価方法等を明示し、充実した授業づくりに役立てましょう。

○研修の充実

・人権や様々な人権問題について正しい認識を身に付けることや人権感覚を磨くなど、「学び直し」をする校内研修や差別の現実に学ぶ機会の充実を図りましょう。また、「現地研修」等を計画的に実施しましょう。
・校外研修に積極的に参加し、その成果を校内で共有しましょう。
・小・中・高の教職員がお互いの授業を参観し合うなど、研修を深めましょう。

○環境づくり

・差別の現実に深く学び、幼児児童生徒や保護者、地域と深くかかわるといった「かかわる同和教育」の理念を踏まえ、一人一人の個性や多様性を大切にしながら、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを全校体制で行いましょう。
・講演会や「意見交換の場」等を設け、保護者、地域と連携して推進していきましょう。

「同和教育基本方針」（昭和53年制定）に基づいて、「同和教育を中核とした人権教育」を推進しています。

同 和 教 育 基 本 方 針

昭和53年12月25日　　制　定
昭和57年４月１日　一部改正　新潟県教育委員会
昭和62年４月１日　一部改正

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する基本的人権の問題である。日本国憲法は基本的人権の享有をすべての国民に保障するとともに、国民がその保持に不断の努力を傾けなければならないものとしている。しかしながら憲法制定以来40有余年を経過した今日、なお結婚問題、職業問題などに見られるように、経済的・社会的関係において基本的人権の侵害にあたるような具体的な事実が起きている。

このような現況の中でその早急な解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に、すべての県民に課せられた共通の課題である。

県教育委員会は、この課題を踏まえ、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期す教育が同和問題の解決に大きな役割を果たすものであるという認識にたって、憲法及び教育基本法の精神と同和対策審議会答申の趣旨に添い、基本的人権を尊重する精神に貫かれた県民意識の醸成を志向し、次の方針により同和教育を推進する。

（推進体制の整備）

１　同和教育を組織的、計画的に推進するため、市町村教育委員会及び関係機関との連携を密にし、推進体制の整備に努める。

（指導者の養成）

２　同和教育の成果を高めるため、同和問題に関する深い認識と理解をもつ指導者の養成に努めるとともに、指導者の資質を高める研修の充実を図る。

（啓発活動の推進）

３　同和問題について、県民が正しい認識と理解を得るよう、同和教育資料の作成・配布等啓発活動の促進に努める。

（学校における同和教育の推進）

４　学校教育における同和教育の充実を図るため、児童・生徒の発達段階や地域の実態に則し、適切な指導計画の作成に努めるとともに、偏見や差別をなくする教育を推進する。また、同和地区の児童・生徒に対しては、基礎学力の向上や進路指導の充実に努める必要がある。

（社会教育における同和教育の推進）

５　社会教育における同和教育の充実を図るため、学習者をとりまく諸条件や地域の実態に則し、住民の自主的な学習活動を基盤に同和問題に関する学習の機会の拡充に努める。

また、同和地区の住民に対しては、教育・文化水準の向上に資するための学習の充実を図る必要がある。

「部落差別の解消の推進に関する法律」では、教育及び啓発の必要性が示されています。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月９日　成立
平成28年12月16日　施行

（目的）

第一条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

２　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

２　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。